

審 査 の 対 象 及 び 手 続

1 審査の対象

令和3年度の大阪府流域下水道事業会計（以下「流域下水道会計」という。）

2 審査の手続

地方公営企業法（以下「法」という。）第30条第2項及び大阪府監査基準第3条第1項第6号の規定に基づき、法の財務規定等の適用を受けて経営する流域下水道会計の令和3年度の決算について、決算報告書、財務諸表など提出された書類について審査した。

審査に当たっては、次の手続を実施した。

- (1) 決算報告書及び財務諸表が法の財務規定等に準拠して明瞭に表示されているかを確認するため、それらの計算突合を行い、試算表、総勘定元帳及び関連帳票との照合を実施した。
- (2) 経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況について、前年度比較等の分析的手続を実施した。
- (3) 財務諸表の主な勘定について、関連資料と照合し、質問及び勘定分析等の概括的手続を実施した。
- (4) 会計伝票が計数上誤りなく処理されていることを確かめるため、例月現金出納検査の結果を利用した。
- (5) 予算執行手続、収入及び支出に係る事務並びに財産の取得、管理及び処分に関する手続が、関係法令に照らして適正に処理されているか、また、予算が合理的かつ効率的に執行されているかについて、確認した。

また、流域下水道事業が常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するような運営が行われているかについて検討した。

審 査 の 結 果

1 審査の結果

審査に付された令和3年度流域下水道会計の決算報告書及び財務諸表は、上記の手続を実施した限りにおいて、法の財務規定等に適合し、かつ正確であると認めた。

2 意見

審査の結果に添えて、ここに意見を記載する。